令和８年 10 月２日

小規模特認校制度の入学の手続について

小田原市教育委員会　教育指導課

１　入学の条件

・入学申請時において保護者及び児童が小田原市内に居住していること

・小規模特認校の教育活動に賛同し協力することができること

・通学は、保護者の責任と負担において行うことができること

・卒業まで通学することができること

・小規模特認校に就学及び通常学級での学習や活動ができる程度の心身の状況であること

２　募集人員

新１年生　１５人

・小規模特認校としての特色を活かすため募集人員は、１５人です。

・申請者が募集人数を超えた場合は、原則として抽選により入学を承認する児童を決定します。
ただし、令和９年４月に在学予定である児童の、弟妹が入学を希望した場合はこれを優先します。

・本年度内の転入や指定変更等により片浦小学校区の児童数が増加した場合であっても、小規模特認校入学枠は減らしません。

３　入学申請手続の流れ

（１）面談

期間：１１月２日（月）～３０日（月）

①　学校長　　申込先：片浦小学校（２９－０２５０）

②　教育委員会（教育指導課の指導主事）　　申込先：教育指導課（３３－１６８４）

※それぞれ、お子様と一緒に面談してください。（必ず電話等で日時を予約してください。）

（２）入学申請書提出

提出先　：教育委員会　教育指導課（市役所５階）

提出期間：１１月２日（月）～３０日（月）

※片浦小学校長及び教育委員会との面談を行った上で申請書を提出してください。

※入学申請書には、教育委員会が受付番号を付番します。抽選になった場合、受付番号順に抽選します。

（３）抽選

日時：１２月２日（水）午後７時～

場所：小田原市役所　601 会議室（６階）

※申請者数が募集人数を超えた場合に、抽選となります。

（４）入学の決定

１２月中に「小規模特認校入学承認書」を送付します。

１月中旬に「就学通知」を送付します。

４　その他

・小規模特認校を卒業した際、中学校は希望により、居住地の中学校と小規模特認校区の城山中学校のいずれかを選択できます。

・城山中学校を選択する場合は、別途、手続が必要です。

≪ 参　考 ≫

小規模特認校　過去の募集状況

入学年度	募集学年	学区内児童数	募集児童数	応募児童数	兄姉優先枠	抽選	
						当選	落選
平成30年度	新１年生	5	10	21	1	9	11
平成31年度	新１年生	4	11	17	5	6	6
令和２年度	新１年生	7	8	15	3	5	7
令和３年度	新１年生	1	14	12	0	－	－
令和４年度	新１年生	3	12	18	7	5	6
令和５年度	新１年生	2	13	10	1	－	－
令和６年度	新１年生	4	11	14	2	9	5
	新２年生	11	4	0	－	－	－
令和７年度	新１年生	3	12	13	1	12	1
	新３年生	10	5	1	0	1	0
令和８年度	新１年生	2	13	15	5	8	0
令和９年度	新１年生	今回募集					